

水第 1 号議案 水道管漏水事故についての損害賠償額の決定

1 内容

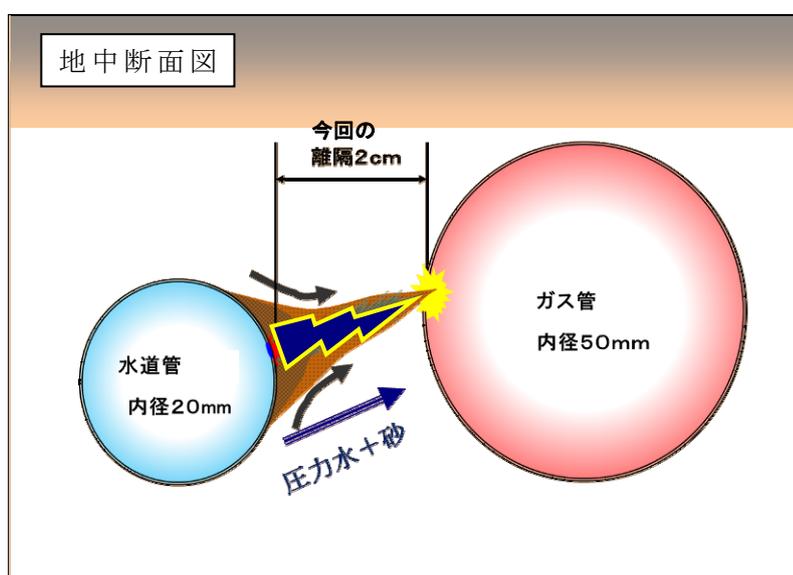
平成 19 年 5 月に金沢区富岡西三丁目において水道管が老朽化したことにより漏水し、サンドエロージョン現象の発生により、被害者の東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」）所有のガス管を破損しました。

この事故により付近一帯のガス供給が停止したため、東京ガスは緊急復旧工事等を行い、それに要した費用を本市に請求しました。

平成19年以降、本市と東京ガスとの間で本件の解決に向けた直接協議及び横浜簡易裁判所における調停を行ってまいりましたが、このたび、調停委員会から本市が負担すべき損害賠償額についての調停条項案が提示されました。

提示された賠償額は妥当と考えられることから、東京ガスへの損害賠償額の決定について、ご提案するものです。

【参考】サンドエロージョン現象



サンドエロージョン現象とは、水道管から漏水した水が水圧とともに付近の土砂と混ざりあい、近接したガス管の一点へジェット状に集中的に当たることにより、ガス管を研磨し損傷させ、最終的には穴を開けてしまう現象です。

2 事故の概要

- ・発 生 日 時 平成 19 年 5 月 18 日（金）午前 7 時 31 分頃
- ・発 生 場 所 金沢区富岡西三丁目 1,174 番の 35 地先
- ・漏水した水道管 昭和 43 年敷設 内径 20 ミリメートル水道管
- ・破損したガス管 昭和 56 年敷設 内径 50 ミリメートルガス管
- ・ガス停止世帯数 326 世帯

【案内図】



3 事故後の経過

平成 19 年 8 月～平成 22 年 8 月

- ・東京ガスより、損害賠償請求額 8,448 万 293 円が提示される。
- ・負担のあり方を巡り、18 回にわたって東京ガスとの直接協議を行うものの、不調となる。

平成 22 年 9 月

- ・東京ガスは横浜簡易裁判所に対し、調停の申立て（損害賠償請求額 8,448 万 293 円）を行う。

平成 22 年 10 月～平成 24 年 2 月

- ・横浜簡易裁判所 調停委員会により、6 回の調停が行われる。
東京ガスの主張：水道管漏水による横浜市の過失割合が大きい。
本市の主張：本市の過失割合は 30%以内である。

平成 24 年 4 月

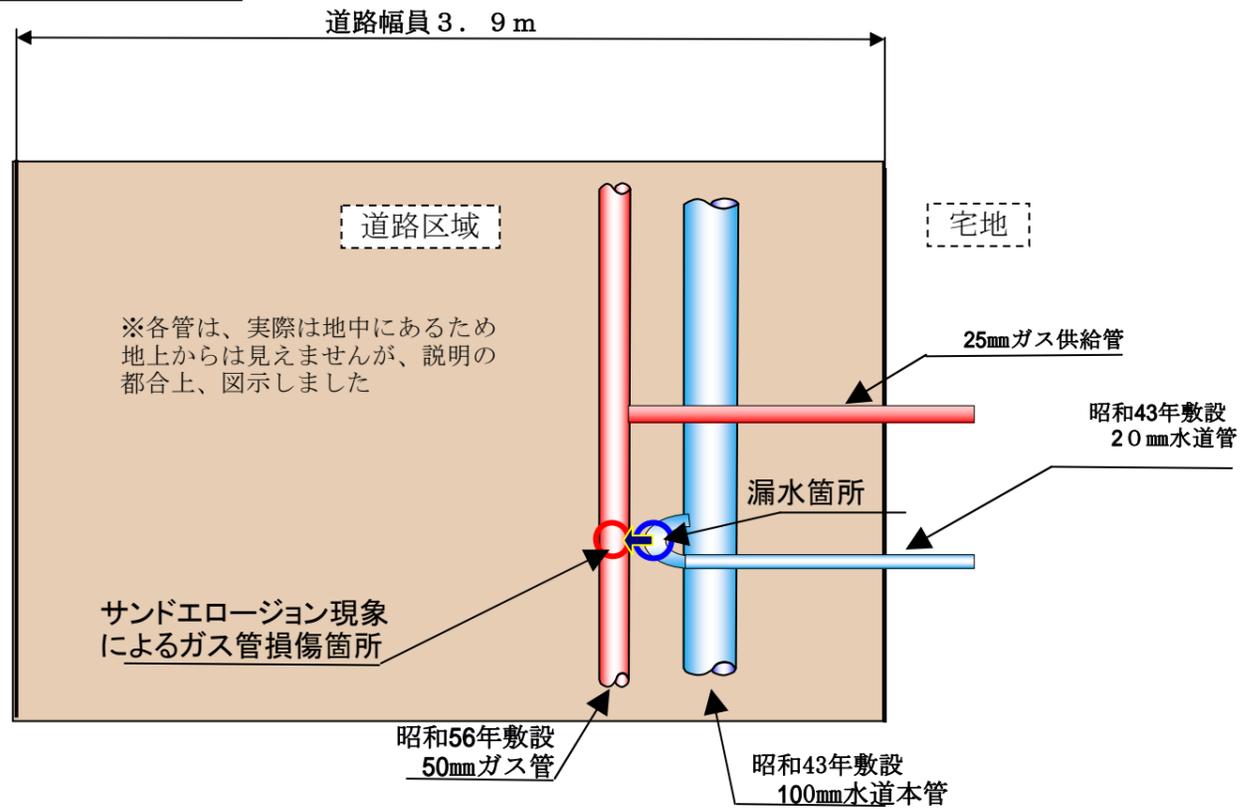
- ・第 7 回調停において、調停委員会から本市が負担すべき損害賠償額を 3,160 万円とする調停条項案が提示される。東京ガスは、この案の受諾の意向を示す。
- ・この額は、損害賠償請求額の 30%に遅延損害金を加えた額の範囲内。

4 損害賠償の額

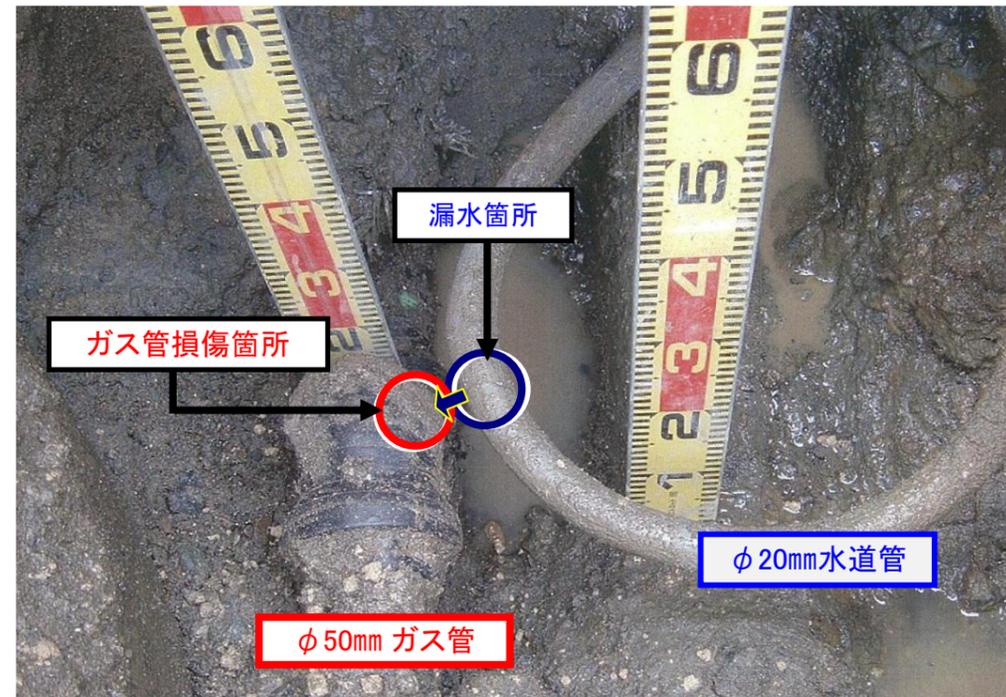
31,600,000 円

事故の概況図

平面図



状況写真 (事故後に掘削)



断面図

